昭和二十三年二月中官報目録

自第六三一二号
至第六三三四号

◎凡例

叙任及辞令以下の各記事欄は摘要
公文件名上の数字は番号
件名下の数字は上段は頁数下段は日

法律

五 國立國会図書館法制定等 一五 九
六 國立國会図書館建築委員会法 一六 九
七 復興金融金庫法中改正 一六 九
八 政府職員に對する一時手当の支給に関する法律 号外 二 四
九 大藏省預金部特別会計等の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律 同 二四
一〇 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律等中改正 同 二八

政令

二三 傳染病予防法第二十五條の規定による國庫補助に関する勅令改正 三 三
二四 明治四十年法律第十一号第八條による國庫補助に関する勅令改正 三 三
二五 電氣計器の公差、検定及び検定手数料に関する勅令中改正 三 三
二六 商工部内臨時職員等設置制中改正 三 三
二七 公團登記令中改正 七 四
二八 市町村立の小学校及び中学校並びに青年学校職員の俸給その他の給與の負担に関する政令 七 四
二九 五大都市の設置する小学校及び中学校並びに青年学校職員の俸給等の支拂に関する政令 七 四
三〇 運輸部内陸運関係官吏及び待遇官吏服制中改正 七 四
三一 大藏省官制中改正等 九 六
三二 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令中改正 一七 九
三三 官立大学官制中改正 一九 一〇
三四 運輸省官制等中改正 二〇 一三
三五 農地調整法施行令等中改正 二三 一三
三六 自作農創設特別措置法施行令中改正 二五 一三
三七 運輸省官制等中改正 二二 一三
三八 厚生省官制中改正 二九 一四
三九 法務廳設置法施行令制定 号外 一五
四〇 臨時行政機構改革審議会令 五五 二六
四一 政府職員に對する一時手当の支給に関する法律の施行に関する政令 号外 二四
四二 検疫所官制中改正
四三 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第百七條、第百八條及び第百十條に規定する株式又は社債の処置に関する政令制定等 一五一 二七
四四 飲食營業緊急措置令中改正 号外 二八

廳令

●総理廳
一〇 價格等に對する附加増額の附加に関する規則 三 三
一一 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の施行に関する命令中改正 七 九
一二 不動産の登記の囑託に関し官吏指定の件中改正 一三 一三
一三 警察共済組合規則中改正 五五 二六

●法務廳
一 廣島高等検察廳松江支部及び札幌高等検察廳函館支部設置 一〇三 二一

総理廳令・省令

●総理廳、外務省、大藏省、司法省、文部省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、通信省、勞働省
一 政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第一條の規定により作成する支拂請求内訳書等を定める件中改正 九九 一四

省令

●総理廳、外務省、大藏省、司法省、厚生省、農林省、商工省、運輸省
一 閉鎖機関の退職手当金、年金、其の他これらに準ずべき利益の給付の制限等に関する省令中改正 号外 二

●総理廳、商工省、通信省
一 公共團体及び公益法人ノ試験スル電氣計器ニ関スル件中改正 三 三

●総理廳、勞働省
一 勞働安全衛生規則に規定する審査、検査並びに試験手数料に関する件 五 四

●大藏省
七 戰時補償特別措置法第六十三條の規定による登録國債に関する省令中改正 一 二
八 協榮生命保険株式会社の損失及び利益を決定する基準等 七 五
九 東亞火災保険株式会社の損失及び利益決定の基準等 七 五
一〇 收入印紙の形式を定める省令廃止 九 六
一一 文官俸給支給定日の特例に関する件 一三 七
一二 特定國財産等の保全に関する省令中改正 一九 一〇
一三 会社の解散の制限等に関する勅令の施行に関する省令改正 号外一 一〇
一四 金融緊急措置令第一條及び第三條の規定に基き定める件 三 一三
一五 造幣局及び各税関をして当該司掌事務に係る民事訴訟につき國を代表させることに関する省令外三省令廃止 四一 一四
一六 株式会社台灣銀行の債務の支拂に関し定める件 号外 一四
一七 金、銀、若しくは白金等の取引等の取締に関する勅令の施行に関する省令中改正 六五 二〇
一八 会社の解散の制限等に関する勅令の施行に関する省令中改正 号外 三
一九 金融緊急措置令施行規則中改正 一三 二三
二〇 大藏省所管内國旅費支給規則中改正 一五五 二三
二一 連合國占領軍に對しその管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡をなすに関し定める件 一四一 二六
二二 専賣局共済組合規則中改正 一〇七 二八

●大藏省、農林省、商工省
二 金融機関再建整備法施行規則中改正 三 二

●司法省
四 司法部政府職員共済組合規則中改正 一八 九
五 國籍法施行規則外一件中改正 三三 一二
六 検事局民事訴訟に付國を代表するの件等廃止 四一 一四

●文部省
二 実業学校卒業程度検定規程中改正 一四三 二六

●厚生省
五 衛生試験所手数料に関する規定改正 一一九 二四
六 人口動態調査令施行細則改正 一一九 二四
七 厚生省所管不動産登記囑託官吏指定の件改正 一六八 二八

●農林省
六 種馬統制法施行規則中改正 二 七
七 農林部内職員共済組合規則中改正 二七 一三
八 母船式漁業取締規則第四十一條の臨時特例 二七 一三
九 農産品配給規則中改正 二七 一三
一〇 馬匹組合及馬匹組合連合会の資材処分の制限等に関する件中改正 二七 一三
一一 農地調整法施行規則中改正等 号外 一三
一二 自作農創設特別措置法施行規則中改正等 同 一三
一三 昭和二十二年農林省令第八十四号中改正 九七 一九
一四 牧野調査規則 一〇二 二一
一五 飼料配給規則設定等 一二九 二四
一六 獣医師試験規則中改正 一三〇 二四
一七 装蹄師試験規則中改正 一三〇 二四
一八 獣医師法施行規則中改正 一三〇 二四
一九 装蹄師法施行規則中改正 一三〇 二四
二〇 汽船捕鯨業取締規則中改正 一六八 二八

●農林省、商工省
一 指定生産資材割当規則の附表第一制定の件中改正 八五 二〇

●商工省
五 民事訴訟法により國を代表する官廳指定の件中改正 一一 一三

●運輸省
四 港湾調査規則中改正 六 四
五 氣象官署ノ名称及位置中改正 四一 一四
六 民事訴訟ニ付國ヲ代表スル官廳指定ノ件廃止 五五 二六

●通信省
五 選挙無料郵便取扱の特例に関する件中改正等 一一 一三
六 外國郵便物取扱規則中改正 一四三 二六

●勞働省
三 職業安定法施行規則中改正 二 七

規則

●最高裁判所
一 高等裁判所支部設置規則 八五 二〇

訓令

●内閣
一 当用漢字別表の実施に関する件 号外一 一六

二 当用漢字音訓表の実施に関する件 同 一六

●総理廳

一 総理廳所管國有財産取扱規程 七九 一九

●経済安定本部

四 昭和二十二年経済安定本部訓令第三号中改正 号外四 一〇

五 同上 同五 一〇

六 遊休物資活用手続要領設定等 同 一〇

七 飼料配給公團による飼料販賣業者指定認可の條件に関する件 六三 一八

八 昭和二十二年経済安定本部訓令第三号中改正 一五三 二七

●大蔵省

二 物納有價證券管理処分規程中改正 二 一七

三—四 昭和二十二年度大蔵省主管一般会計歳入科目表に追加 号外 二四

●文部省

一 科学教具委員会規程 六三 一八

●厚生省

四 厚生省所管國有財産取扱規程中改正 一六八 二八

●農林省

一 明治三十六年農商務省訓令第九号中改正 六 四

●労働省

二 労働省及所管廳物品取扱規程 八三 一九

三 労働省所管会計事務取扱規程 八三 一九

四 労働省所管國有財産取扱規程 八三 一九

五 労働者災害補償保険特別会計事務取扱規程設定等 八五 一九

告示

●内閣

一 当用漢字表の中で義務教育の期間に読み書きともにできるように指導すべき漢字の範囲 号外一 一六

二 現代國語を書きあらわすために日常使用する漢字の音訓の範囲 同 二 一六

●総理廳

一 廣島縣第三区衆議院議員の補欠選挙に関し候補者が覚書に該当する者でない旨の確認を求むべき期日指定 六 四

二 政党、協会其の他の團体の結成の禁止等に関する件第四條の規定により血盟團外九團体指定 一九 一〇

三 富山縣会議員（選挙区富山市）及び滋賀縣会議員（選挙区伊香郡）の補欠選挙に関し候補者が覚書に該当する者でない旨の確認を求むべき期日指定 三 一三

四 長野縣会議員（選挙区長野市）の補欠選挙に関し同上 四一 一四

五 昭和二十二年國勢調査の結果による岡山、山口、廣島、長崎、千葉、福岡、大分の各縣及び北海道の郡市町村別人口 号外 一九

六 静岡縣会議員（選挙区庵原郡）の補欠選挙に関し候補者が覚書に該当する者でない旨の確認を求むべき期日指定 一〇三 三一

七 福島縣会議員（選挙区南会津郡）の補欠選挙に関し候補者が覚書に該当する者でない旨の確認を求むべき期日指定 一三〇 二四

●総理廳、大蔵省

一 全國土建工事業組合連合会等を閉鎖機関に指定 五九 一七

●総理廳、大蔵省、農林省、商工省、運輸省

一 閉鎖機関令による閉鎖機関の債務の弁済等に関する省令により閉鎖機関指定 一六八 二八

●宮内府

三 崇仁親王妃百合子殿下御分娩親王御誕生 四一 一四

四 崇仁親王殿下第二男子命名 六三 一八

●建設院

二 都市計画法により宮城縣遠田郡不動堂村指定 四一 一四

三 千葉復興都市計画街路、公園、緑地中変更の件決定 五六 一六

四 千葉特別都市計画地域指定の件決定 五六 一六

五 都市計画法により北海道空知郡美唄町指定 一二二 二三

六 北海道美唄都市計画区域 一二二 二三

七 都市計画法により北海道空知郡芦別町指定 一三〇 二四

八 北海道芦別都市計画区域 一三〇 二四

九 都市計画法により北海道上川郡美瑛町指定 一三〇 二四

一〇 北海道美瑛都市計画区域 一三〇 二四

一一 都市計画法により北海道空知郡三笠町指定 一三〇 二四

一二 北海道三笠都市計画区域 一三〇 二四

一三 都市計画法により北海道空知郡富良野町指定 一三〇 二四

一四 北海道富良野都市計画区域 一三〇 二四

一五 都市計画法により北海道上川郡士別町指定 一三一 二四

一六 北海道士別都市計画区域 一三一 二四

一三一 二四

●物價廳その他

（物價等に関する物價廳その他の告示の目録は、官報物價号外に添附されるので、ここには載録しない。）

●法務廳

一 司法保護委員令に依る保護区ノ区域中改正 一六八 二八

二 新潟縣中魚沼郡川治村役場保存戸籍簿等滅失につき手続方 一六八 二八

●大蔵省

三七 復興四分利國庫証券の様式 三 三

三八 連合國財産の返還等に関する勅令第一條第一項第二号により指定 四 三

三九 収入印紙の形式改正 九 六

四〇 連合國財産返還命令 一八 九

四一 特定連合國財産等の保全に関する省令第二條第二項により指定せる者 一九 一〇

四二 昭和二十年勅令第六百五十七号第一條ノ二の規定による会社指定の告示中削除 二七 一三

四三 昭和二十二年度第四、四半期における日本銀行券の発行限度 二七 一三

四四 連合國財産の返還等に関する勅令により指定 二七 一三

四五 連合國財産返還命令 二七 一三

四六 金融機関再建整備法第二十五條の八第二項により定める件 三三 一三

四七 同法第二十五條の十四第二項により定める件 三三 一三

四八 同法第二十五條の十六第四項により債權指定 三三 一三

四九 同法第二十五條の十七第一項により有價証券指定 三三 一三

五〇 同法第二十五條の十七第二項により國債、地方債その他の有價証券の評價額を定める件 三三 一三

五一 同法施行令第十七條第六号により指定する場合 三三 一三

五二 同法施行規則第四十七條第五号により資産指定 三三 一三

五三 金融機関の閉鎖機関に対する資産の暫定評價を定める告示中改正 三三 一三

五四 金融機関再建整備法第七條第二項の規定による金融機関の閉鎖機関に対する資産の暫定評價を定める件 三三 一三

五五 加賀証券株式会社等有價証券業者の業務停止命令 三三 一三

五六 金、銀、有價証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する省令第七條により閉鎖機関のための特殊整理人が閉鎖機関令第十條に規定する職務を行う場合には昭和二十年大蔵省令第八十八号による制限免除 四一 一四

五七 芝木証券株式会社等有價証券業者の業務停止命令 号外 一四

五八 日本基督教團に対し連合國財産管理人たる地位を解任する告示中改正 五九 一七

五九 連合國財産管理人解任 五九 一七

六〇 復興四分利國庫証券募集要項 五九 一七

六一 連合國財産返還命令 六三 一八

六二 酒類の級別決定の告示中改正 六三 一八

六三 專賣局行政監察委員会設置 九三 二〇

六四 印刷局同上 九三 二〇

六五 大阪財務局同上 九三 二〇

六六 廣島財務局同上 九三 二〇

六七 連合國財産返還命令の告示中改正 九三 二〇

六八 金融緊急措置令施行規則による資金融通指定の告示中改正 一〇三 二三

[illegible] 二三

六九 山木証券株式会社等の有價証券業務停止

七〇 静岡縣興農定期貯金証書割増金附貯蓄規則により指定 一六八 二八

●大蔵省、司法省

一 社債登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定 一九 一〇

●大蔵省、司法省、厚生省、農林省、商工省、運輸省

一一 企業再建整備法施行令第二十條第二項の規定により定める件 号外 一四

一二 昭和二十二年大蔵省、司法省、厚生省、農林省、商工省、運輸省告示第二号中改正 同 一四

●大蔵省、農林省

四 閉鎖機関令による日本肥料株式会社の指定業務の指定中改正 四 三

五 同上 八六 一九

六 全國食糧営團連合会等を閉鎖機関に指定 九三 二〇

七 閉鎖機関令により日本腕木株式会社の指定等に関する告示中改正 一〇三 三一

八 日本製絡業組合等を閉鎖機関に指定 号外 二

九 閉鎖機関令により日本肥料株式会社の四日市硫安工場等の業務を指定業務に指定 一四三 二六

一〇 閉鎖機関令による鹿児島縣木材株式会社の指定等に関する告示中改正 一六八 二八

●大蔵省、農林省、商工省

三 日本硫炭レトルト工業会等を閉鎖機関に指定 一五三 二七

●大蔵省、商工省

一一 日本食布團商工業協同組合等を閉鎖機関に指定 一九 一〇

一二 閉鎖機関令による日本屑繊維商業協同組合の指定業務の指定に関する告示中改正 一六八 二八

●司法省

四—五 日本國籍離脱者 六 四

六 新潟縣東頸城郡小黒村役場保存除籍簿中滅失につき手続方 二七 一三

●文部省

六　安野女子専門学校校舎一部移轉認可　四　三
七　教科用図書の検定要領　四　三
八　福島青年師範学校位置変更　二七　三
九　師範学校予科第二学年修了者を高等学校高等の入学に関し学力指定　三九　三三
一〇　師範学校予科修了者を専門学校入学に関し学力指定　六四　一八
一一　科学教員審査規程　六四　一八
一二　法政工業専門学校位置変更認可　八六　一九
一三—一四　公立私立学校卒業者ニ対シ中学校高等女学校教員無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル学校中改正　一二一—一二二　二三
一五　通信教育認定規程により通信教育「英語カレヂ」認定　一三一　二四
一六　同上によりラジオ工学講座認定　一三一　二四
一七　昭和十八年文部省告示第四百九十八号中改正　一四三　二六

●厚生省

五　山梨女子高等学院家政科を栄養士法による栄養士養成施設として指定　二七　三
六　活水女子専門学校栄養保健科同上　二七　三
七　歯科用貴金属配給手続規程　号外一　二四
八　検疫所の名称及び位置中改正　一五三　二七

●農林省

一二　昭和二十二年農林省告示第百十号中改正　一　二
一三　木ろう製造許可　一　二
一四　禁猟区設置　二　七
一五　みそ、しょうゆ、アミノ酸需給調整規則第十四条第四項但書により指定　八　九
一六　都道府県食糧事務所名称及び位置変更中改正　二八　三
一七　専用漁業権存続期間更新免許　四二　四
一八　輸出用寒天原藻割当指図　四二　四
一九　専用漁業権存続期間更新免許　四二　四
二〇　米穀配給統制規則による米穀配給業者指定中改正　五六　六
二一　間接肥料販賣制限規則第三條による賣買を許可したる者　六四　一八
二二　水溶性マンガン肥料の水溶マンガン定量方法　六四　一八
二三　専用漁業権変更許可　九三　二〇
二四　同存続期間更新免許　九三　二〇
二五　昭和二十二年農林省告示第百八十八号中改正　一〇二　二一
二六　専用漁業権免許　一三一　二三
二七　専用漁業権存続期間更新免許　一三一、一四二　二四
二八　同上　一四二　二六
二九　第十回獣医師試験施行　一五三　二七
三〇　油糧需給調整規則に依る原料配給券その他の様式　一六八　二八

●商工省

八　工業所有権公報等の発行時期及び定價　八　五
九　電氣用品製造免許　一三三　一三
一〇　積算電力計の型式承認　一三三　一三
一一　貿易廳地方貿易事務局及びその分室の名称及び位置指定中改正　四二　一四
一二　熱管理技能試験規定による第三回試験の期日及び場所　四二　一四
一三　財團法人理化学研究所が現物出資する財産の種類、数量及び價格指定　五六　一六
一四—一六　電氣用品の計式承認　六四—六五　一八
一七　輸出絹織物検査所、支所及び出張所の名称及び位置中改正　九三　二〇
一八　輸出毛織物検査所の名称及び位置中改正　九三　二〇
一九　電氣事業主任技術者資格検定規則による認定学校及びその卒業者の資格の件中改正　一二三　二三
二〇　電氣用品製造免許　一五四　二七
二一—二二　電氣用品の型式承認　一五四　二七

●運輸省

四　昭和二十三年度高等商船学校生徒募集要領　六　四
五　水戸外一貨物取扱所設置　八　五
六　身延外一同上　八　五
七　木ノ本外一同上　八　五
五八　穴水外三同上　八　五
五九　大野外三同上　八　五
六〇　船用品型式承認　一〇　六
六一　東京湾内航行制限規程廃止　一一　七
六二　運輸省燈台官吏養成所生徒募集要領　一一　七
六三　復旧又は点燈の航路標識　一一　七
六四　東京湾水先区水先人採用のため水先人試験執行　一九　一〇
六五　復旧、点燈又は業務開始の航路標識　三二　一三
六六　小豆島北方海域における鋼船の航行は当分禁止　四二　一四
六七　観測所出張所及び検潮所の名称及び位置中改正　六五　一八
六八　復旧、新設又は業務開始の航路標識　六五　一八
六九　関門港内一般船舶夜間航行禁止区域　八六　一九
七〇　復旧、消燈又は燈質変更の航路標識　九五　二〇
七一　省営自動車路線名称中改正　九五　二〇
七二　岩日線上、宮串、周防本郷間等自動車による一般運輸営業開始　九五　二〇
七三　内地連絡運輸規則中改正　九六　二〇
七四　日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律により船舶指定　一三一　二三
七五　米國赤十字社寄贈の救じゅつ品無賃輸送取扱　一五三　二五
七六　水路部観測所の名称及び位置中改正　一四三　二六

●通信省

三一　割増金附定額郵便貯金取扱　二　二
三二　西成玉出郵便局等設置　六　四
三三　札幌南三條西郵便局廃止　八　五
三四　昭和十六年通信省告示第二千四百九十四号中改正　一〇　六
三五　無線標識、無線標識局及無線標識業務ヲ取扱フ陸上無線電信局中改正　一九　一〇
三六　簡易保険局の支局等設置中改正　二八　一三
三七　無線標識、無線標識局及無線標識業務ヲ取扱フ陸上無線電信中改正　三三　一三
三八　東栖十線郵便局設置　四二　一四
三九　荒川南千住七郵便局改称　四二　一四
四〇　滝川郵便局等設置　五六　一六
四一　郵便局の窓口取扱事務の範囲　六五　一八
四二　昭和十五年通信省告示第二千九百五十号外三件廃止　六五　一八
四三　有喜郵便局移轉　八六　一九
四四　司法省内郵便局改称　八六　一九
四五　大久保郵便局(兵庫縣)郵便物集配事務廃止　九六　二〇
四六　日登郵便局設置　九六　二〇
四七　麹町四郵便局廃止　一〇二　二一
四八　港田村町郵便局設置　一〇二　二一
四九　筑摩地郵便局等設置　一三一　二四
五〇　淀橋下落合郵便局改称　一三一　二四
五一　厚木郵便局大和分室廃止　一五三　二五
五二　図案文字挿入通信日附印中追加　一三五　二五
五三　長倉郵便局廃止　一四三　二六
五四　十勝青山郵便局設置　一四三　二六
五五　鶴間郵便局改称　一五四　二七
五六　大和郵便局南分室設置　一五四　二七

●最高裁判所

一　大阪地方裁判所判事の後任者　一四三　二六

●大阪府

一　史蹟仮指定　六五　一八

宮廷録事

◉行幸啓　一四二　一四
◉歌会始の儀　六二　一七
◉皇太后宮行啓仰出　一六八　二五

彙報

○官廳事項

◉大蔵省分課規程中改正　三〇　一〇
◉経済安定本部分課規程中改正　二九　三
◉経済犯罪対策中央協議会規程改正　六二　一七
◉経済事務室規程改正　六二　一七
◉経済犯罪対策協議会規程改正　六二　一七
◉経済遵法懇談会規程改正　六二　一七
◉経済安定本部分課規程中改正　九七　三〇
◉外務省分課規程中改正　九七　三〇
◉厚生省分課規程中改正　九八　三〇
◉災害救助対策協議会委員指定　一〇五　二二
◉連絡調整中央事務局分課規程　一四一　二三
◉農林省分課規程中改正　一〇三　二四
◉昭和二十一年勅令第三百十一号に関する件　号外一九　二四
◉廳舎移轉　総理廳官房人事課その他　号外　二八

○判決

◉官吏高等懲戒委員会議決　地方教官鈴木祐吉　七二　一八

○産業

◉日本規格　日本電氣鉄道規格信号用電球制定(特許標準局)　一三三　二四
◉同上　日本輸出規格制定（同）　一二九　二五
◉同上　日本金属規格制定等（同）　一四三　二六
◉同上　日本輸出規格制定（同）　一五六　二七
◉同上　日本金属規格制定（同）　一七八　二八

○通運

◉水路告示第五号　一一　七
◉同第六号　四二　一四
◉同第七号　一〇五　二一
◉同第八号　一七八　二八

國会

◉國会職員に対する一時手当の支給に関する規定　三〇　一〇
◉國会職員旅費規程　三〇　一〇

○衆議院

◉請願書送付　四五　一四
◉報告書受領　七二　一八
◉議員当選通牒受領　松本弘、舟崎由之助　七二　一八
◉議員退職　大宮伍三郎、林平馬　七二　一八
◉政府委員承認　七二　一八
◉地方財政委員会委員　七二　一八
◉議事日程　七二　一八
◉法律公布奏上及通知　九〇　一九
◉議案提出　九〇　一九
◉議案送付　九〇　一九
◉議案通知書受領　九〇　一九
◉要求書受領　九〇　一九
◉決議送付　九〇　一九
◉議員辞職　原侑　九〇　一九
◉政府委員承認　九〇　一九
◉議事日程　九〇　一九
◉議案提出　九八　二〇
◉緊急質問提出　九八　二〇

◉決議送付	九六	一二〇
◉政府委員承認	九六	一二〇
◉議事日程	九六	一二〇
◉法律公布奏上及通知	一〇六	一二二
◉議案提出	一〇六	一二二
◉議案送付	一〇六	一二二
◉議案通知書受領	一〇七	一二二
◉質問書提出	一〇七	一二二
◉要求書受領	一〇七	一二二
◉議員退職　平野力三	一〇七	一二二
◉議事日程	一〇七	一二二
◉法律公布奏上及通知	一二四	一二三
◉議案撤回要求書受領	一二四	一二三
◉議案通知書受領	一二四	一二三
◉質問書提出	一二四	一二三
◉通知書受領	一二四	一二三
◉議事日程	一二四	一二五
◉議案提出	一三八	一二五
◉要求書受領	一三八	一二五
◉答弁書受領	一四五	一二六
◉政府委員承認	一四五	一二六
◉議事日程	一四五	一二六
◉内閣総理大臣指名通知	一五六	一二七
◉同通知書受領	一五六	一二七
◉同指名奏上及通知	一五六	一二七
◉議案提出	一五六	一二七
◉両院協議会請求書受領	一五六	一二七
◉協議委員選挙通知及通知書受領	一五六	一二七

○参　議　院

◉議事日程	一五六	一二七
◉報告書提出	一三〇	一一〇
◉同上	一二九	一一三
◉予備審査のための議案受領及び付託	一七二	一一八
◉同議案受領	一七二	一一八
◉議案受領及び付託	一七二	一一八
◉議決通知	一七二	一一八
◉通知書受領	一七二	一一八
◉会期延長通知書受領	一七二	一一八
◉答弁書受領	一七二	一一八
◉請願書及び陳情書送付	一七三	一一八
◉議事日程	一七三	一一八
◉予備審査のための議案受領及び付託	一九〇	一一九
◉同議案受領	一九〇	一一九
◉同議案付託	一九〇	一一九
◉議案提出	一九〇	一一九
◉議案提出及び付託	一九〇	一一九
◉議案付託変更	一九〇	一一九
◉議決通知	一九〇	一一九
◉通知書受領	一九〇	一一九
◉会期延長通知	一九一	一一九
◉質問主意書転送	九一	一一九
◉請願書及陳情書送付	九一	一一九
◉議事日程	九一	一一九
◉予備審査のための議案受領及び付託	九八	一二〇
◉同議案受領	九八	一二〇
◉同議案付託	九八	一二〇
◉議案提出	九八	一二〇
◉議案提出及び付託	九八	一二〇
◉議案受領及び付託	九八	一二〇
◉議案付託	九八	一二〇
◉議案送付	九八	一二〇
◉議決通知	九八	一二〇
◉通知書受領	九八	一二〇
◉要求書提出	九八	一二〇
◉答弁書受領	九八	一二〇
◉請願書及び陳情書送付	九八	一二〇
◉議事日程	九八	一二〇
◉予備審査のための議案受領及び付託	一〇七	一二二
◉同議案付託	一〇七	一二二
◉議案提出及び付託	一〇七	一二二
◉議案受領及び付託	一〇七	一二二
◉議事日程	一〇七	一二二
◉予備審査のための議案受領	一二四	一二三
◉同議案受領及び付託	一二四	一二三
◉議案受領及び付託	一二五	一二三
◉議案回付	一二五	一二三
◉議案送付	一二五	一二三
◉議案通知	一二五	一二三
◉通知書受領	一二五	一二三
◉請願書及び陳情書送付	一二五	一二三
◉答弁書受領	一二五	一二三
◉議事日程	一二五	一二三
◉予備審査のための議案受領及び付託	一三三	一二四
◉同議案付託	一三三	一二四
◉議案受領及び付託	一三三	一二四
◉議案提出及び付託	一三三	一二四
◉議決通知	一三三	一二四
◉通知書受領	一三三	一二四
◉請願及び陳情書送付	一三三	一二四
◉議事日程	一三三	一二四
◉議決通知	一三九	一二五
◉議案回付	一三九	一二五
◉通知書受領	一三九	一二五
◉請願及び陳情書送付	一三九	一二五
◉議事日程	一三九	一二五
◉議案受領及び付託	一四五	一二六
◉議案提出及び付託	一四六	一二六
◉議案送付	一四六	一二六
◉議案回付	一四六	一二六
◉議決通知	一四六	一二六
◉通知書受領	一四六	一二六
◉請願書及び陳情書送付	一四六	一二六
◉議事日程	一四六	一二六
◉議案提出	一五六	一二七
◉議案回付	一五六	一二七
◉議決通知	一五六	一二七
◉議案受領及付託	一五六	一二七
◉通知書受領	一五七	一二七
◉要求書提出	一五七	一二七
◉報告書受領	一五七	一二七
◉請願書及び陳情書送付	一五七	一二七
◉予備審査のための議案受領及び付託	一八〇	一二八
◉議案受領及び付託	一八〇	一二八
◉議決通知	一八〇	一二八
◉休会通知	一八〇	一二八
◉通知書受領	一八〇	一二八
◉質問主意書提出	一八〇	一二八

地方行政

◉縣会（滋賀縣）	二〇	一〇
◉外國人登錄令による退去命令（山口縣）	二九	一三
◉府会（大阪府）	三四	一三
◉縣会（愛知縣外六縣）	五六	一六
◉同上（愛知縣、山梨縣）	六二	一七
◉同上（富山縣、大分縣）	七二	一八
◉同上（岐阜縣）	九一	一九
◉同上（群馬縣外二縣）	九九	二〇
◉同上（愛知縣）	一〇六	二一
◉同上（埼玉縣外二縣）	一四〇	二五
◉府縣会（京都府、靜岡縣外二縣）	一四六	二六
◉旌表（靜岡縣）	一四六	二六
◉縣会（山形縣）	一五七	二七
◉旌表（和歌山縣）	一五七	二七

土地收用公告

◉國道改築工事　内閣総理大臣（内閣）	二六	一三

廣　告

◉資格審査（仮指定）結果公告第六号	号外		五
◉資格審査結果公告第二十四号	号外一		七
◉公職資格訴願審査公告第十三号	同	九	七
◉持株会社整理委員会公示第一号	同	一	七
◉同第二号	同	六	七
◉著作権登錄（少年王者外一件）		四〇	一二
◉持株会社整理委員会公示第三号	号外		一三
◉同第四号	同		一三
◉資格審査（仮指定）結果公告第七号	同	一	一三
◉資格審査結果公告第二十五号ノ一	同	一	一三
◉同号二十五号ノ二	同	一	一三
◉公職資格訴願審査公告第十四号	同	一七	一三
◉二級事務官吏詮衡委員会公告（同委員の詮衡を経た者）		一二四	一四